

第 6 2 号 議 案

平 成 2 4 年 度

亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成24年度亀岡市簡易水道事業特別会計  
補正予算（第2号）

平成24年度亀岡市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,081千円を  
追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ  
161,881千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に  
よる。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成25年3月12日提出

亀岡市長 栗山正隆

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

| 款          | 項        | 補正前の額        | 補正額          | 計            |
|------------|----------|--------------|--------------|--------------|
| 1 使用料及び手数料 |          | 千円<br>83,927 | 千円<br>△3,355 | 千円<br>80,572 |
|            | 1 使用料    | 83,870       | △3,355       | 80,515       |
| 5 財産収入     |          | 243          | 372          | 615          |
|            | 1 財産運用収入 | 243          | 372          | 615          |
| 7 繰入金      |          | 57,588       | 3,591        | 61,179       |
|            | 1 他会計繰入金 | 51,158       | △96          | 51,062       |
|            | 2 基金繰入金  | 6,430        | 3,687        | 10,117       |
| 8 繰越金      |          | 1,000        | 16,973       | 17,973       |
|            | 1 繰越金    | 1,000        | 16,973       | 17,973       |
| 10 市債      |          | 14,500       | △14,500      | 0            |
|            | 1 市債     | 14,500       | △14,500      | 0            |
| 歳入合計       |          | 158,800      | 3,081        | 161,881      |

2 歳出

| 款     | 項       | 補正前の額        | 補正額         | 計            |
|-------|---------|--------------|-------------|--------------|
| 1 管理費 |         | 千円<br>76,998 | 千円<br>3,667 | 千円<br>80,665 |
|       | 1 施設管理費 | 76,998       | 3,667       | 80,665       |
| 3 公債費 |         | 79,802       | △586        | 79,216       |
|       | 1 公債費   | 79,802       | △586        | 79,216       |
| 歳出合計  |         | 158,800      | 3,081       | 161,881      |

## 第2表 地方債補正

変更

| 起債の目的            | 補 正 前   |   |  |  | 補 正 後  |   |  |  |
|------------------|---|---|--|--|--|---|--|--|
|                  | 限 度 額   | 起債の方法   | 利率   | 償還の方法  | 限 度 額  | 起債の方法   | 利率   | 償還の方法  |
| 簡 易 水 道 業<br>事 業 | 千円<br>14,500<br><br>(ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額) | (1)普通貸借<br>(2)証券発行<br>(3)本債にかわる短期債を起こすことができる。 | 5%<br>以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。 | 千円<br>0<br><br>(ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額) | (1)普通貸借<br>(2)証券発行<br>(3)本債にかわる短期債を起こすことができる。 | 5%<br>以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。 |